

第 6 画像診断 冠動脈 C T 撮影加算、心臓 M R I 撮影加算、乳房 M R I 撮影加算、
小児鎮静下 M R I 撮影加算及び頭部 M R I 撮影加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 45 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>5 冠動脈 CT 撮影加算、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、小児鎮静下 MRI 撮影加算及び頭部 MRI 撮影加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(3) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>第 35 冠動脈 C T 撮影加算</p> <p>1 冠動脈 C T 撮影加算に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上のマルチスライス型の C T 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>冠動脈 C T 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 38 を用いること。</p> <p>第 35 の 2～3 省略</p> <p>第 36 心臓 MRI 撮影加算</p> <p>1 心臓 M R I 撮影加算に関する施設基準</p> <p>(1) 1.5 テスラ以上の M R I 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>心臓 M R I 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 38 を用いること。</p> <p>第 36 の 1 の 2 乳房 MRI 撮影加算</p> <p>1 乳房 MRI 撮影加算に関する施設基準</p> <p>(1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。</p>

(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと

(3) 関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。

2 届出に関する事項

乳房 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 38](#) を用いること。

第 36 の 1 の 3 小児鎮静下 MRI 撮影加算

1 小児鎮静下 MRI 撮影加算に関する施設基準

(1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。

(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと

(3) 小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4) 小児の MRI 撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師が、それぞれ 1 名以上配置されていること。

(5) 関係学会から示されている MRI 影時の鎮静に関する指針に基づき、鎮静下の MRI 撮影を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

小児鎮静下 MRI 撮影加算の撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 38](#) を用いること。

第 36 の 1 の 4 頭部 MRI 撮影加算

1 頭部 MRI 撮影加算に関する施設基準

(1) 3 テスラ以上の MRI 装置を有していること。

- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されてい 2 年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されているものに限る。）が 3 名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (5) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT 撮影及びMRI 撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の全ての CT 検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

2 届出に関する事項

頭部 MRI 撮影加算の撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 38 を用いること。